

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年9月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇年〇〇土地改良区 〇〇土地改良区定期検査の指摘改善状況の確認した書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月2日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成〇年〇月〇日（〇）付け〇〇土地改良区土地改良区定期検査指摘事項の回答履行状況について、平成〇年〇月〇日（〇）付け〇〇土地改良区土地改良区定期検査指摘事項の回答履行状況について」（以下「本件書類」という。）と特定し、条例8条第1号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年11月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年12月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類の中で検査に関する（検査指導事項の回答履行書）に〇〇土地改良区からの指摘理事長（回答）に対する、会議録及び検査の関係する書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公文書公開請求した書類を、本件書類であると特定した。

書類に含まれている〇〇土地改良区職員の氏名及び〇〇土地改良区職員の氏名は、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため、個人の権利利益を保護する観点から1号により非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として「県は、あるべき書類の中で検査に関する（検査指摘事項の回答履行書）に〇〇土地改良区からの指摘理事長（回答）に対する、会議録及び検査の関係する書類を出せ。」と主張しているが、農林水産部〇〇は今回の決定において非公開情報を除き全て公開している。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日 | 内容 |
|-------------------------|----|
| 令和2年12月9日 | 諮問 |
| 令和7年5月27日 第3部会（第20回） | 審議 |
| 同 年 6月30日 第3部会（第21回） | 審議 |

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、特定した公文書の不足を主張していると解されることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関の弁明によると、本件書類のうち、条例第8条第1号に規定する情報に該当する非公開情報を除き全て公開しているとのことである。

本件請求は、平成〇年度に実施された〇〇土地改良区及び〇〇土地改良区の定期検査において指摘した事項の改善状況を指導する業務に関する書類の公開を求めるものであると解される。しかし、審査請求人が審査請求書において主張している会議録及び検査の関係する書類は、土地改良法に基づく検査の回答書及びその添付資料である

理事会議事録であると解されるところ、当該検査回答書及び議事録は、土地改良法第132条に基づく定期検査への回答として提出される書類であり、土地改良区に対する検査業務に関する書類であると解される。

以上により、当審査会としては、審査請求人が主張する会議録及び検査の関係する書類は、本件請求の対象と認めることはできず、今回の決定において非公開情報を除き全て公開しているとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 非公開情報である条例第8条第1号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開とする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|--------|--------------|-----|
| 岩田 晴美 | 四国大学生生活科学部教授 | |
| 遠藤 理恵子 | 弁護士 | 部会長 |
| 田中 里佳 | 公認会計士、税理士 | |
| 橋本 正成 | 弁護士 | |